

港内航行安全対策分科会規約

(名称)

第1条 本会は、「港内航行安全対策分科会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、各種船舶の海難防止対策、港則法に関する規制等の調査研究及び資料の収集、講習会等の主催又は援助、規制緩和等の要望に関する港長との意見交換会の開催など、港内の航行安全に関する検討及び関係者の調整を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的に必要な調査研究、資料の収集、審議等を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、海上保安協会呉支部会員とする。

(主要会員)

第4条の2 会員の中から別紙「主要会員」を選任し、同会員が主体となって活動する。

(幹事)

第4条の3 本会の幹事は、呉市港湾漁港課長とし、分科会を主宰する。

(会議)

第5条 会議の目的を達成するため、必要に応じて分科会会員以外の法人、団体、官公署の関係者を招集するものとする。

なお、招集にあたっては、事務局が依頼する。

(会議)

第6条 会議は、役員会議、分科会会議とする。

(会議の開催)

第6条の2 会議は、幹事が必要と認めたとき及び、会員からの請求があったとき、若しくは呉海上保安部長（港長）の要請があったとき開催する。

(重要審議)

第6条の3 重要事項の審議策定にあたっては、出席役員又は当該会員に対し、事前に審議に必要な事項を通知しておくものとする。

(代表権)

第6条の4 出席会員は、それぞれ所属機関、所属法人・団体の代表権を委任されたものと

みなす。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、海上保安協会呉支部に置く。

ただし、事務局の実務については、呉海上保安部交通課が行うこととする。

附則

この規約は、令和7年6月11日から効力を生じる。

【主要会員】

呉市

深田サルベージ建設株式会社西日本支社

株式会社シーゲートコーポレーション呉支店

ジャパンマリンユナイテッド株式会社呉事業所

五洋建設株式会社中国支店

山陽海運株式会社

広漁業協同組合

瀬戸内シーライン株式会社

呉・竹原地区小型船安全協会

呉海上保安部

呉海上保安部木江分室